

(様式 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

諏訪市補助金等交付規則 取扱基準

補助金等の名称	諏訪市消防団活動補助金
補助事業の目標	諏訪市消防団が年間の各種訓練、技術研修、ポンプ操法大会等を通じて団員の資質と技術を向上させ、安全で安心のまちづくりの推進を図る。
補助事業の対象者	諏訪市消防団
補助対象経費	総合訓練、水防訓練、救護大会、諏訪市ポンプ操法大会、諏訪地区ポンプ操法大会及びその他消防団事業で市長が認めるものに要する経費の一部。
補助額及びその算定方法又は補助率	(1)総合訓練 26,000 円 (上限額) (2)水防訓練 23,000 円 (上限額) (3)救護大会 36,000 円 (上限額) (4)諏訪市ポンプ操法大会 75,000 円 (上限額) (5)諏訪地区ポンプ操法大会 300,000 円 (上限額) (6)その他消防団事業で市長が認めるもの (予算の範囲内) 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 市民の安全安心を確保するため、市等が行う各種訓練及び大会等に各消防団参加するための経費であり、少額であっても継続して支援することが必要である。
補助事業の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業の開始時期	・総合訓練昭和 44 年 10 月 25 日・諏訪市ポンプ操法大会昭和 44 年 7 月 20 日 ・水防訓練 昭和 44 年 4 月 1 日 ・諏訪地区ポンプ操法大会昭和 44 年 9 月 2 日 ・救護大会 平成 18 年 10 月 2 日
補助事業の終期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 消防団活動として継続していくことが重要であるため。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助金を受けようとする者は、規則に規定する申請書に訓練・大会研修等の収支計画表を添付して、市長に提出しなければならない。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 消防課 消防係

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 5 年 3 月 15 日 一部改正 (令和 5 年 4 月 1 日 施行)